# 令和元年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

~一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして~

令和2年3月 北本市

### 令和元年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例(平成18年7月1日施行)に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第1部・第2部構成からなる報告書です。

第1部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。 第2部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、平成 30年度における第五次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

# 目 次

第」	L H	3 北本市の男女共同参画の推進状況	
		会環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1	_)	人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2	2)	世帯の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3	3)	高齢化の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4	Į)	少子化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(5	5)	女性の年齢別労働力率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(6	3)	審議会等の委員における女性の比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	男	女共同参画に関する意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1	,	男女平等感······	
		「男は仕事、女は家庭」という考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3	3)	社会の男女平等で重要なこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		3 北本市の男女共同参画施策の実施状況	
		五次北本市男女行動計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2			
(3	3)	施策体系	1
2	男	女共同参画への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
(1	_) ,	男女共同参画の視点からの配慮度チェック・・・・・・・・・・・・・・・1	3
3	第	五次北本市男女行動計画の事業の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・1	3
		評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
(2	2)	事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
		1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
		2 男女がともに活躍できる環境づくり	
		3 心豊かな生活の基盤づくり	
		4 あらゆる暴力の根絶	
		5 男女共同参画の推進体制の強化	
咨	料		1

第1部	北本市の男女共同参画の推進状況	

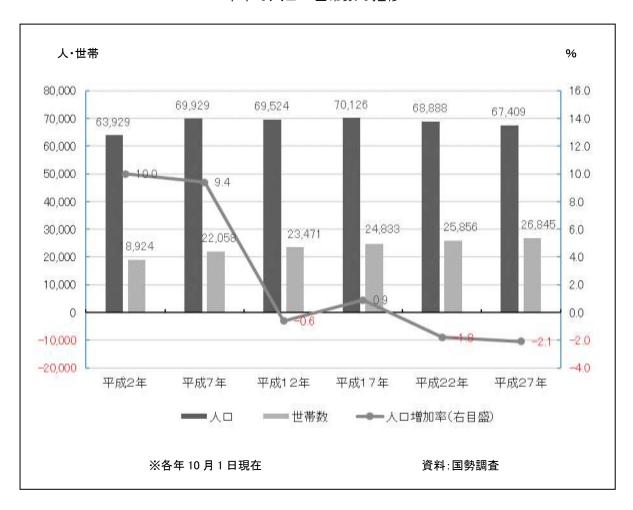
#### 1 社会環境の状況

#### (1)人口の推移

国勢調査によると、平成27年10月1日現在の北本市の人口は67,409人、世帯数は26,845世帯で、一世帯あたりの人員は2.5人となっています。

平成7年までは、人口増加率10%前後と人口が増加傾向にありましたが、その後、 横ばいとなり、平成17年以降は微減が続いています。一方、世帯数は増加しています。

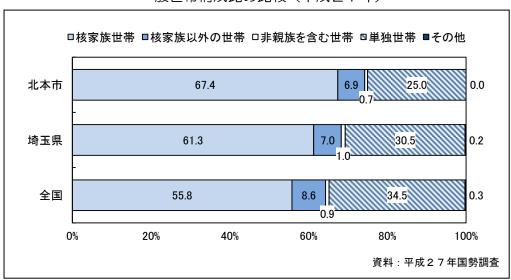
本市の人口・世帯数の推移



#### (2)世帯の推移

本市と全国、埼玉県の一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が 67.4% と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は25.0%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。



一般世帯構成比の比較(平成27年)

本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「その他の親族世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、平成22年以降「父子世帯」、「母子世帯」とも比率は微減しており、世帯数 も減少傾向にあります。

		核家族 世帯	その他の 親族世帯	非親族 世帯	単独世帯	(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯	合計
- 5 5	世帯数	18,088	1,838	186	6,710	365	49	26,822
平成 27 年	構成比 (%)	67.4	6.9	0.7	25.0	1.4	0.2	100.0
T-# 00 F	世帯数	18,035	2,128	220	5,464	421	66	25,847
平成 22 年	構成比 (%)	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0
T # 17 F	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389	58	24,819
平成 17 年	構成比 (%)	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0

本市の一般世帯数の推移

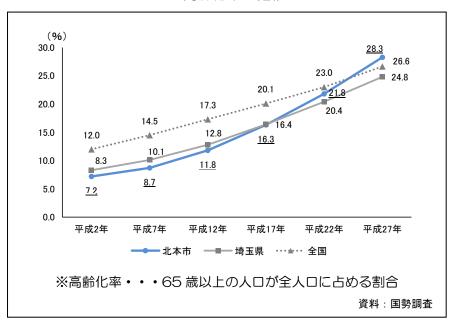
資料:国勢調査

※一般世帯数・・・世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

※非親族世帯・・・2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

#### (3) 高齢化の推移

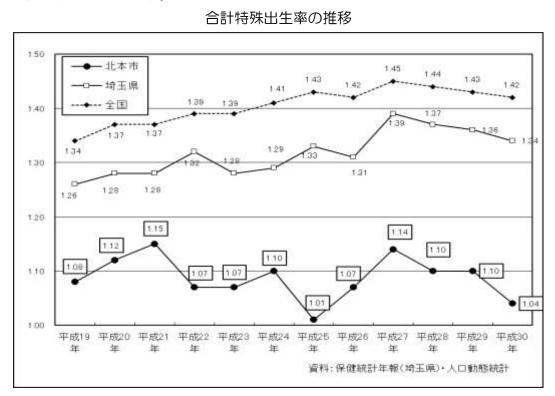
全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。 また、平成27年には全国平均を上回る28.3%となっています。



高齢化率の推移

#### (4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。平成30年は、全国・県・市いずれも、前年度より減少していますが、本市の下がり幅が最も大きく、全国・県との差が拡がっています。

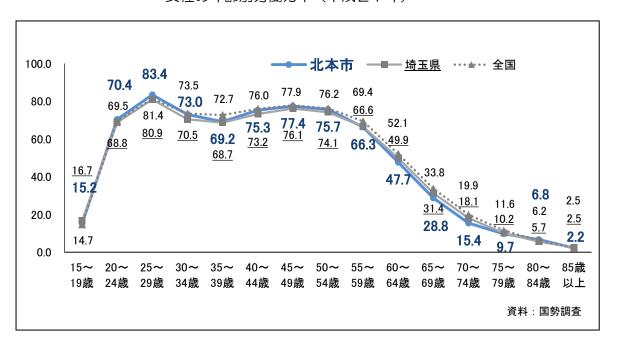


#### (5) 女性の年齢別労働力率

日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる 30 歳代で最も落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の状況をみると、平成27年の30~34歳の女性の労働力率は73.0%、35~39歳の労働力率は69.2%となっており、埼玉県と比べ若干高い水準となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成22年より平成27年で労働力率が上がっています。

#### 女性の年齢別労働力率(平成27年)



女性の年齢別労働力率(経年比較)



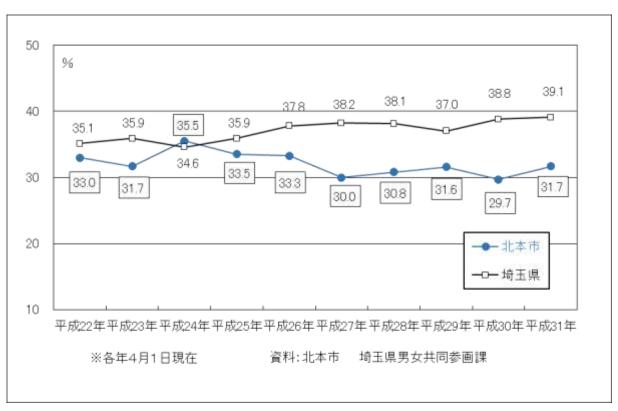
#### (6) 審議会等の委員における女性の比率

政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に 反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第 14 条第 3 項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成 24 年の 35.5%をピークに減少 傾向にありましたが、平成 28 年、平成 29 年に回復した後、平成 30 年に再び減少した ものの、平成 31 年に回復に転じています。第五次計画でも、女性の比率の数値目標 40.0%を引継ぎ、達成に向けて取り組んでいきます。

#### 審議会等の委員における女性比率推移



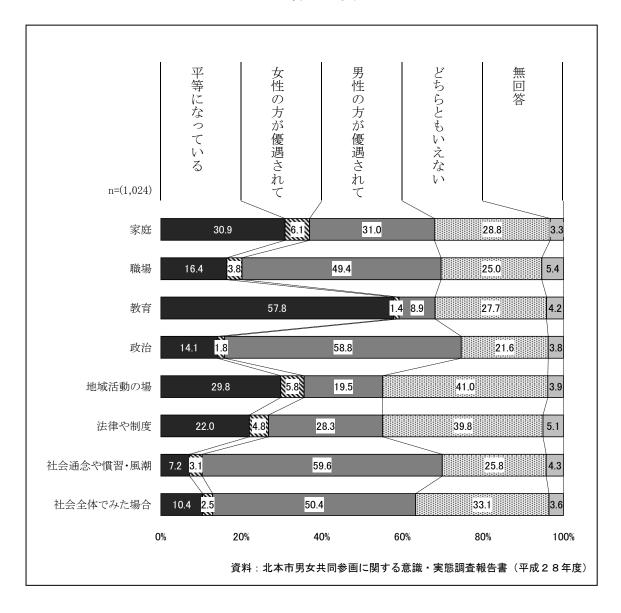
#### 2 男女共同参画に関する意識

#### (1) 男女平等観

様々な分野における男女平等観については、【教育】の分野は「平等になっている」 という回答が 57.8%と、過半数を超えています。

しかしながら、【政治】、【社会通念や慣習・風潮】、【社会全体でみた場合】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】では 50%に近い高い割合となっています。

男女平等観

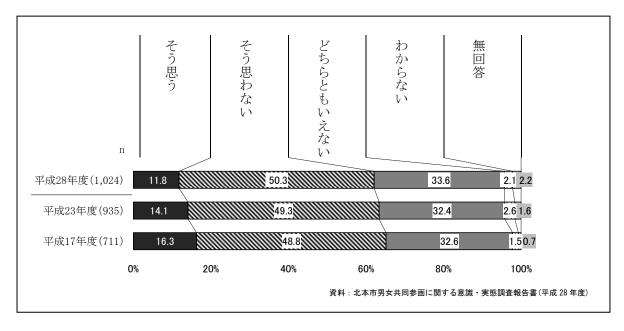


#### (2)「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(50.3%) が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は 11.8%となっています。

前回調査(平成23年度、49.3%)と比較すると、「そう思わない」は1ポイント増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成23年度、14.1%)から2.3ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

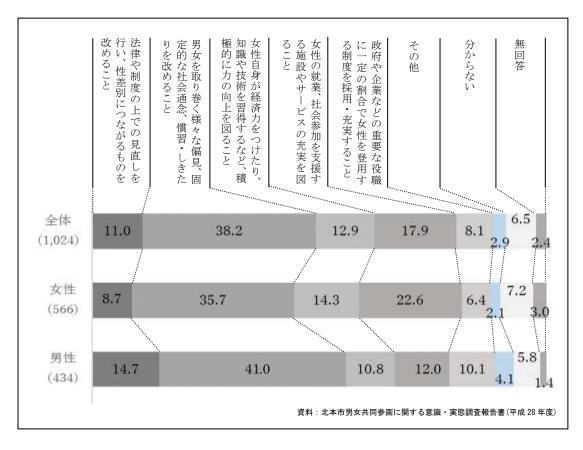


#### (3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」(38.2%)で約4割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が10.6ポイント高くなっています。

#### 社会の男女平等で重要なこと



第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

#### 1 第五次北本市男女行動計画の推進

#### (1)計画の期間

この計画の期間は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間とします。

#### (2)計画の概要

#### 基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同 参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

#### 基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

家庭や学校教育の場、働く場や地域社会等あらゆる分野において、市民一人ひと りが男女共同参画の意識を持って行動することができるよう、意識啓発や広報活動、 男女共同参画の視点に立った教育の推進を行います。

2 男女がともに活躍できる環境づくり

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、男性も 働きやすく、家庭生活等へ積極的に参画できる基盤整備を行います。

3 心豊かな生活の基盤づくり

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等に努めます。

また、妊娠や出産の自己決定権等に関する生命と性の尊重の意識づくりの普及を 行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人が、 それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境の整備を行います。

#### 4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、身体的暴力のほか、精神的暴力、 経済的暴力、性的暴力、社会的暴力等、性別や年代を問わず、あらゆる暴力を暴力 として認識するための知識の普及に努めます。

また、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につなげることができるよう、相談体制の充実や緊急避難体制の確保、自立のための支援体制の強化に取り組みます。

#### 5 男女共同参画の推進体制の強化

本計画の推進に向けて、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を 持ち、様々な立場から取組を展開することができるよう、市、市民、事業者及び民 間団体等との連携強化に向けた情報共有や人材の育成に取り組みます。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に取り組みます。

#### (3)施策体系

## 基本目標 基本的な課題 男女共同参画社会の実現に 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・ 向けた意識づくり 気運づくり 働く場における男女共同参画の推進 2 男女がともに活躍できる 環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】 2 あらゆる分野の意思決定における男女共同 参画の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 心豊かな生活の基盤づくり 2 安心して暮らせる環境整備 暴力の根絶のための意識啓発 4 あらゆる暴力の根絶 2 相談体制の充実 【北本市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援基本計画】 3 暴力被害者の保護・支援

5 男女共同参画の推進体制の 強化

1 計画の総合的な推進体制の充実

#### 施策の方向性

- ① 男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ① 経済分野における女性の活動支援
- ② 男女がともに働きやすい職場環境の整備
- ① 政策・意思決定の場における女性の参画促進
- ② 防災・防犯分野における男女共同参画の推進
- ① 男女がともに取り組む子育て・介護への支援
- ② 仕事と家庭生活の両立支援
- ① 誰もが地域で生き生きと暮らすための支援
- ② 生命と性の尊重の意識づくり
- ① 意識啓発・広報の充実
- ② 地域における暴力防止対策の推進
- ① 相談体制の充実
- ① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- ② 被害者の自立支援
- ① 庁内における男女共同参画の推進
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 計画の進行管理
- ④ 調査研究・情報の収集と提供
- ⑤ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

#### 2 男女共同参画への配慮

#### (1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック

第五次北本市男女行動計画の施策体系に沿って位置付けられた事業(116事業) について、男女共同参画の視点からの配慮を行ったか以下のポイントで各課がチェックしました。

男女共同参画配慮度チェックポイント	事業数
① 事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。	8 8
② 女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。	6 9
③ 男女それぞれに事業の効果があった。	6 8
計	<b>※</b> 225

<sup>※</sup>一つの事業につき複数選択可であるため、事業数の合計は、第五次計画に位置付けられた事業 (116事業) を超えています。

#### 3 第五次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第五次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の、平成30年度の実施状況は以下の とおりです。

#### (1) 評価

第五次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき、各課が事業の進捗状況を評価しています。

<評価基準> A…達成したため事業を終了

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

評価	A	В	С	D	E	計
事業数	0	1 1	4	1	0	1 6
総事業数に 占める割合	0 %	69%	2 5 %	6 %	0 %	100%

主な事業として、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、人権意識の高

揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、人権意識の高揚を図っています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して 啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

評価	A	В	С	D	E	計
事業数	0	1 6	6	0	1	2 3
総事業数に 占める割合	0 %	70%	26%	0 %	4 %	1 0 0 %

主な事業として、女性の起業・再就職支援、男女がともに働きやすい職場環境整備、 防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を40%とする目標値を 定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至 っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意 思決定過程への女性の参画を進めます。

また、防災分野において女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所運営ゲーム(HUG)訓練を初めて実施しました。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、職場環境整備のための支援等を継続して行っていきます。

基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり

評価	A	В	С	D	E	計
事業数	0	3 5	0	0	0	3 5
総事業数に 占める割合	0 %	100%	0 %	0 %	0 %	100%

主な事業として、ワークライフ・バランス推進のための子育て支援や介護支援、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭・高齢者・障がい者・LGBT(性的マイノリティ)への支援、ライフステージに合わせた女性の健康づくりに関する支援等を実施しています。

仕事と家庭生活の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・ 病後児保育事業を実施し、地域で働く女性を支援しています。勤務形態の多様化に伴う 休日保育の需要への対応等、新たな課題も発生しています。

ひとり親家庭に対しては、父又は母が就職に有利な資格を取得するため修学している間、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ることによって、就労を支援しています。

高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすために、権利擁護の支援や相談事業等を実施するとともに、LGBT(性的マイノリティ)の方への理解を促進するため、市民向けの講座を開催しました。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取組が必要です。

評価	A	В	С	D	Е

### 基本目標4 あらゆる暴力の根絶

評価	A	В	С	D	Е	計
事業数	0	2 3	2	1	0	2 6
総事業数に 占める割合	0 %	88%	8 %	4 %	0 %	100%

主な事業として、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年、DV被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、D V支援担当課だけでは対応が難しい状況にあります。よって、庁内各課と連携して、保 護・支援にあたりました。また、県職員をアドバイザーとして招き、庁内各課の担当者 を集め、DV被害者支援事例検討を行いました。

「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力が根絶することを目指し、パネル展の開催、全職員の名札にパープルリボンの貼付、パープルリボンをモチーフにしたタペストリーの作製、新成人へデートDVパンフレットの配布等様々な啓発に取り組みました。

多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするため、さらに啓発を行っていきます。

基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化

評価	A	В	С	D	E	計
事業数	0	1 2	1	1	2	1 6
総事業数に 占める割合	0 %	7 5 %	6 %	6 %	1 3 %	1 0 0 %

主な事業として、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書としてとりまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。年次報告書は、市ホームページで公表しています。

庁内の関係各課長を構成員とする男女共同参画推進委員会及び公募委員を含む外部関係機関を構成員とする男女共同参画審議会においては、第四次計画の進捗状況の評価・ 検証を行いました。

平成27年度、29年度には育児休業を取得した北本市男性職員が各一人いましたが、 平成30年度は配偶者出産休暇取得者が7人、育児参加のための休暇取得者が3人に留まり、育児休業取得者は0人でした。男性職員が育児休業を取得しやすいよう、男性自身の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

#### (2) 事業実施状況

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり 1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価		記慮度 fェック ②	ל	問題点・今後の課題	担当課
	男女共生塾の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座はWith Youさいたまで開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。	平成31年3月17日(日)に文化センターで開催。 テーマ:「暮らしが変わる整理収納術 (入門編)」講師:豊川令子氏(整理収納アドバイザー)参加者:24名 保育:3名	家族の誰もが分かりやすい・使いやすい整理収納術を学んでもらい、家族の家事(片付け)への参加を促すとともに、女性の家事負担軽減につながるテーマで開催した。また、男性、女性ともに参加しやすいよう、開催日を日曜日とした。	В	0	0	0	定員30名を満たせるよう、さらに多くの方に参加を呼びかける必要がある。特に、男性参加者を増やすための工夫が必要。	企画課
男女共同参	男性に向けての男女 共同参画の啓発	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女 共同参画についての啓発を行う。	きたもと男女共生塾を日曜日に開催、 男性の家事参加を促す内容とした。また、DV防止等を啓発するポスターを庁舎内に掲示し啓発を行った。	男性も参加しやすいよう、講座の開催日を日曜日とした。	С	0			今後も引き続き、様々な角度からの講座を開催し、男性に向けても啓発を図ることが求められる。広報紙や男女共同参画情報紙で啓発するなど工夫が必要。	
画に関する 講座や啓発 活動の推進	男女共同参画に関す る法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関す る法令、条例の周知を図る。	パネル展・男女共同参画コーナー・ホームページを通じて、北本市男女共同参画推進条例の周知を図った。		В	0	0		条例だけでなく、法令につい ても周知を図る必要がある。	企画課
	男女共同参画コー ナーの充実・利用促進	男女共同参画推進拠点施設の充実及び利用促進を図る。	平成26年10月、庁舎2階に男女共同参画コーナーを開設した。 男女共同参画に関する書籍やイベント等のチラシを設置し、情報提供を行った。		O				コーナーの認知度は低いと 思われるため、積極的に周 知していく必要がある。開設 したコーナーを今後も有効的 に活用していく。	
	男女共同参画推進パ ネル展の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、 パネル展を開催する。	7月3日~10日、庁舎ホールで開催。来場者数は延べ346人。日本人女性で初めて医師になった「荻野吟子」についてのパネルを掲示し、併せて「北本市男女共同参画推進条例」「北本市男女行動計画」「男女共同参画週間ポスター」を掲示した。	パネルやポスターと共に啓発品を置き、 庁舎を訪れた人が立ち寄りやすいよう心 掛けた。	В	0	0		市民の方が興味を持ちやすいテーマのパネルを選択するなど、展示方法の工夫が必要。	企画課

#### 【配慮度】

C…達成半ば D…不十分 E…未実施

	市の刊行物等におけ る男女共同参画の視 点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に 配慮したものにするため、職員の意識啓発を行 う。	職員研修を通じて、男女共同参画の意識啓発を行った。		С	0	0		『男女共同参画の視点から 考える表現ガイド〜よりよい 公的広報をめざして〜』(埼 玉県発行)を活用するなどし て、職員の意識啓発を行うこ とが必要。	企画課
広報紙・ホー ムページ等 による男女	「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	第25号を平成31年1月に発行。A4版4ページ、24,000部作成し、広報1月号とともに全戸配布。編集協力員4人。	市民の目に留まりやすいよう、年末に配布する広報1月号と同時配布した。また、行政のみの視点ではなく市民目線を取り入れるため、企画・編集について市民から公募した編集協力員の協力を得た。なお、編集協力員の人数を1人増やしたことで、市民目線を更に取り入ることができた。	В	0	0	0	編集協力員が全員女性であることから、男性の協力員に加わってもらう工夫が必要。また、自治会の負担となる全戸配布が懸案となっており、配布方法、配布時期など検討が必要。	企画課
共同参画に関する広報活動の推進	広報紙やホームペー ジを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知する ため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて 男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事	「シンフォニー」を広報1月号と同時配布するとともに、ホームページに「シンフォニー」及び「男女共同参画の推進に関する年次報告書」を掲載した。また随時、男女共同参画に関する情報を広報やホームページに掲載した。	「シンフォニー」を広報と同時配布とすることで、独立した情報紙として掲出できるようにした。	O	0	0		男女共同参画社会に関する 啓発記事を広報に掲載する ことを検討する。	企画課
	広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	人権教育資料「ふれあい」、人権教育推進委員会広報「けやき」を発行して市内全戸配布した。人権尊重社会の推進と意識の高揚に努め、男女共同参画社会実現に向けて、広く市民への意識啓発に努めた。	<ul><li>・人権教育資料の内容の精選</li><li>・男女協働を意識した実践</li></ul>	В		0		今後も継続して、人権啓発を 進めていくための手法につ いて、検討が必要。	生涯学習課
団体や個人 に向けた男 女共同参画 意識の高揚	表彰制度の整備	ため、男女共同参画の推進に寄与している個 人・団体等を表彰する制度の整備について検討	男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等の把握方法を模索中。 表彰制度を整備している自治体の情報 収集を行った。		D				男女きらきら北本いっしょに プログラム(男女共同参画推 進者登録制度)の推進と相 乗効果を図れるような制度 整備が望ましい。	企画課

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ŧ	記慮度 -エック ②	7	問題点・今後の課題	担当課
男女共同参	男女平等の視点を取 り入れた学校の教育 活動の推進	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないことなどを通して、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	担にとらわれない考え方を身につけら れるよう、日々の教育活動において指	指名時に男女分け隔てなく、「さん」付け で呼ぶ等といった取組を通して、性別にと らわれない考え方を育んだ。	В	0		0		学校教 育課
画の視点に 立った学校 教育の推進		人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平 等の意識の浸透を図り、小中学校段階における 男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人 権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等 の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合 い、差別のない社会の構築を目指す。	各学校において、人権教育の年間指導計画に男女平等の視点での指導を位置づけ、各教科領域の授業や学校行事等を通して、男女平等の見地に立った指導を実施した。	児里生徒の発達段階に応した指導につ	В	0		0		学校教 育課

保護者や教		男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、 教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	定期的、また臨時に行う教職員研修の中で、「男女共同参画」に関する内容を取り上げ、教職員の正しい理解と意識の啓発に努めた。	児童生徒を適切に指導しなければならない教職員自らが、男女平等に関する正しい理解と人権感覚を身につけることができた。	В	0	0	0	教職員の大量退職とそれに 伴う新採用教員の増加にと もない、教職員研修をより一 層充実させる必要がある。	学校教 育課
職員への啓発活動	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護 者への啓発を図る。	学校だよりやホームページ、また学校 行事などを活用して、保護者へ情報を 発信した。	小・中学校での男女平等に関する取組を 学校だよりやホームページを通して伝え た。また学校行事などで保護者に対して 依頼や啓発を行った。	В	0	0	0	保護者の意識の現状や、啓発状況を確認することが難しい。	学校教 育課
社会的・文化的な固定観念にとらわれないキャリア教育の推進	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	動」「総合的な学習の時間」「学校行事」 等におけるキャリア教育関連の指導計 画を各学校の教育計画に示し、実施し	中学校では、第2学年で3日間の職場体験事業を実施した。職場体験において働くことの意義を学ぶ中で、男女がお互いを尊重しながら助け合うことで社会が構築されていることを肌で感じることができた。	В	0	0	0	発達段階に合わせた継続的 な指導方法の工夫が必要で ある。キャリア教育推進委員 会で、各学校の取組を参考 に、共通理解をさらに深める 必要がある。	学校教 育課
国際的な視点を持った 男女共同参 画の推進	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をとおして日本	広い視野に立ち、日本及び諸外国の文 化・伝統の理解や国際交流に積極的に 取り組める児童・生徒の育成を目指し、 各教科、外国語活動、総合的な学習の 時間及び特別活動等の授業において 指導した。	教職員の指導力を向上させるための研 修を計画的に実施した。	В	0		0	今後さらに伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進を図るための方策を検討していく。	学校教 育課

#### 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

2-1 働く場における男女共同参画の推進

2-1-①経済分野における女性の活動支援 配慮度 男女共同参画の推進に向けて 推進項目 事業名 事業の目的・内容 取組内容 評価 チェック 問題点・今後の課題 担当課 力を入れて取り組んだこと 1) (2) (3) 内閣府や県男女共同参画推進センター の講演会や講座について、男女共同参 起業、経営をはじめとする経済分野における女 経済分野における女 性の参画の重要性を情報紙やホームページ等 画コーナーにて随時情報提供を行っ 地域経済推進課との連携を 性の活動支援に向け С 0 企画課 を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促 た。また、ホームページに「埼玉版ウー 更に進めることが必要。 た意識啓発 進する。 マノミクスサイト」へのリンクをはり、情報 提供に努めた。 県の要項に基づき、地域において積極 的に農業経営に従事し、農業における 男女共同参画を推進している女性農業 女性農業者視察研修は参加 経済分野に 多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある 者を「さいたま農村女性アドバイザー」と 農業に従事する女性 者が固定化しており、新たな おける女性 営推進 女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら して認定するよう推進した。 0 0 参加者を増やすための工夫 への支援 の活動支援 働き続けられるような環境づくりを進める。 また、北本市農政推進会議における農 が必要。 |業振興事業の一つとして、女性農業者 を対象とした農業先進地への視察研修 を開催した。(参加15人) 多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある |商工会の一般事業費に対し助成するな | 自立する女性の活動範囲の拡大を図る 地域経 商工自営業等に従事 固定的な役割分担意識の解 女性が、家庭や地域での生活を大切にしながらかで、商工会女性部の研修・活動に対 済推進 ため、情報収集に努め、引き続き支援し В 0 する女性への支援 消が必要と考える。 課 働き続けられるような環境づくりを進める。 し支援を行った。 ていく。

#### 【配慮度】

③男女それぞれに事業の効果があった

A…達成したため事業を終了 B…概ね達成 C…達成半ば D…不十分 E…未実施

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した

				シンフォニーの特集記事で多様な働き方 をする女性を支える家族(夫など)につい	В	0			地域経済推進課との連携を 更に進めることが必要。	企画課
多様な働き 方の実現に 向けた支援	1 111	商工会と連携した相談体制により支援を行うとともに、起業に関する支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業をめざす女性を支援する。また、女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。	商工会の起業相談の中で、女性の起業 に対する支援を実施。女性向けセミ	商工会の起業相談の中で、女性の起業 に対する支援を実施。	В	0			支援者に対し、参加者が少ないことから、PR方法の検討が必要と考える。	地域経済推進課
	無料職業紹介所の充 実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のため引き続き実施し、女性の社会参加を支援した。 求人件数:158件、求職件数:126件、就職件数:6件	広報、ホームページに掲載し広く一般に 周知を図った。 地域経済推進課窓口での求人情報の配 架を行った。	В	0	0		就職者の増加を図るため、 求人登録事業者の拡大によ り就労機会の増加を図り、市 民ニーズに応える必要があ る。	済推進
		内職に関する求人情報の提供を始め、工賃やト	内職に関する求人情報の提供と相談業務を行い、家庭にいながらも社会に参加する女性への支援を行った。相談件数:84件、求職件数:37件、内職あっせん件数:23件	広報掲載、ホームページによる周知を 図った。	В	0	0	0	内職を委託する登録事業者 の拡大により就労機会の増 加を図り、求職者の要望に 応えていくことが求められ る。	地域経 済推進 課

2-1-2男女がともに働きやすい職場環境の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価		記慮度 -エック ②	ر (3)		担当課
	各種法律・制度等の周 知		国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフレット等を課内に備え、 広報・周知を図った。	国や県からの法改正の情報収集や制度 周知のパンフレット等を課内に備え、広報・周知を図った。	В	0	0	0	女性の社会進出のための国 や県の政策や制度改正等 を、遅れることなく広報・周知 していくことが求められる。	
各種法制度 の周知	パートタイム労働法の 啓発	パートタイム労働法を周知、啓発することでパート労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多い		リーフレットの配架、労働セミナーの実施 により法の周知を図った。	В	0	0	0	法改正や制度に関する情報 の広報・周知を引き続き行う とともに、女性向け労働セミ ナーを継続して行い、両立支 援の制度理解を深める機会 を設ける必要がある。	地域経 済推進 課
V/10 AI	北本地区埼玉県労働セミナーの充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度 等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	度や知識、情報の周知を図った。 ・知っておきたい!労働法の基礎 実施日:平成30年7月25日(水)	リーフレットの配架、労働セミナーの実施 により法の周知を図った。	В	0	0	0	人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なトピックを選定し広く周知することが必要であると考える。	地域経済推進課

	男性の育児休業・介護 休業の取得促進		国や県からの法改正の情報収集を行い、育児・介護休業法の改正について広報、ホームページを通じて周知を図った。送付されたリーフレットを配架した。	商工会へ周知の依頼をした。 市内大手企業にリーフレットを用いて説 明を行い、セミナー講師派遣などの事業 の周知を図った。	В	0	0	0	おらう。	地域経 済推進 課
経営者や管理職者への	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布などを通じて、事業 主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知 を行う。	埼玉県と共催して、労働法に関する制度や知識、情報の周知を図った。 ・知っておきたい!労働法の基礎 実施日:平成30年7月25日(水) 参加者:16人	リーフレットの配架、労働セミナーの実施 により法の周知を図った。	В	0	0		人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なトピックを選定し広く周知することが必要であると考える。	地域経済推進課
	象とした研修会の実施	経営者や管理職を対象に、育児・介護休業の取得促進等、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	未実施		E					地域経 済推進 課
		セクシュアル・ハラスメント等を防止するための 意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、職員が働きやすい環境整備を支援する。	北本市職員のハラスメントの防止等に 関する規程により、セクシュアル・ハラス メント等の防止及び措置について規定 している。		С		0		ハラスメント防止を目的とし た職員研修を実施する。	総務課
各種ハラスメ ントの防止	各種ハラスメント防止	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための 意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレット や労働相談に関するチラシを配架し、周知及び啓発を図った。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや 労働相談に関するチラシを配架し、周知 及び啓発が図られた。	В	0				地域経 済推進 課

# 2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進 2-2-①政策·意思決定の場における女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	チ	記慮度 -ェック ② ┃		担当課
	審議会・委員会等委員 への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。		女性の割合の目標値を達成していない審 議会等に、女性の割合を高めるよう依頼 した。	С	0		目標に設定している女性の割合40.0%を達成できるよう、推薦を依頼する団体にも男女共同参画の意識啓発を図る必要がある。	
用推進	男女の偏りのない番 議合運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を 持って審議することによってあらゆる角度からの 意見等を反映する。	員の割合が高く、同数の男女割合の委	委員を改選する際、関係機関等への委員 推薦依頼時に女性参画の推進について 配慮するようお願いしている。	С	0		審議会や委員会の特性から、学識経験や専門性を求められる場合も多く、男女同数の割合とすることが難しいが、女性の割合を増やす工夫をする必要がある。	

#### 【配慮度】

③男女それぞれに事業の効果があった

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した

ダー的役割	自治会活動における リーダー的役割への 女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の 実情に即した活動が求められている。地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、 単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性 が積極的に参加できるよう環境づくりを進める。	会計に1人、理事に2人、監査に1人就任しており連合会の運営に積極的に参画した。 総会1回7人、理事会7回19人、広報	С	0	単位自治会の地域活動においては女性の参加が見られるが、地域の総意で選出される自治会長の女性就任は少ない。	2 .
			悉云 四/人、垤事云/四 9人、仏報  委員会5回6人、研修会3回10人			<b>少ない。</b>	

2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ħ	記慮度	<u> </u>	問題点・今後の課題	担当課
				フェクスイル ではなり 小田 /ひ/ここと		1	2	3		
日常的な地 域防災活動 への支援	自主防災組織におけ る男女共同参画の推 進	防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性など、男女共同参画の視点の必要性に	区長説明会において未設立自治会に対		С	0	0	0		くらし安 全課
男女共同参 画の視点に	女性に配慮した災害 対応、復興対応の検 討	災害対策及び復興対応において、女性のニー ズを反映した対策を進めるため、男女共同参画 の視点から検討を行う。	3名配置している避難所対応職員のうち 1名は女性職員を配置		В	0	0			くらし安 全課
立った防災体制の整備	男女共同参画の視点 に立った避難所運営 の検討【新規】	避難所運営ゲーム(HUG)を用いた講座の実施 などを行う。	初めて防災訓練においてHUGを実施	参加者については女性にも参加していた だくよう周知した	В	0	0	0		くらし安 全課
男女共同参 画のた防犯 立った跡犯 体制の整備	防犯体制における男 女共同参画の推進	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防 犯組織の活動支援を行うとともに、犯罪の起こり にくい環境整備を進める。また、犯罪被害者へ	し、設立に向けて周知を実施した。 また、自主防犯団体の組織設立の支援 や防犯カメラの運用及び青パトによる防 犯パトロールを実施した。 犯罪被害者に対する相談及び犯罪被	自主防犯団体 総数111団体 防犯相談 平均2回 自主防犯団体の組織設立の支援や防犯 カメラの運用及び青パトによる防犯パト ロールを実施した。 犯罪被害者に対する相談及び犯罪被害 者支援センター窓口の紹介、犯罪被害者 給付金等の教示等を実施した。	В			0	自主防犯組織の把握と新規 設立の促進が停滞してい る。 犯罪被害者支援に関しては 活動の周知と更なる広報が 必要である。	くらし安 全課
	防犯意識の高揚		振り込め詐欺や街頭犯罪防止キャンペーン等を警察・防犯協会と連携して実施したり、防犯講話を実施した。	振り込め詐欺や街頭犯罪防止キャンペーン等を警察・防犯協会と連携して実施したり、防犯講話を実施した。	В			0	年齢層や性別等の犯罪状況を分析し、対象となる市民に対し、効果的な活動をする必要がある。	くらし安

### 基本目標Ⅲ 心豊かな生活の基盤づくり

3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1-①男女がともに取り組む子育で・介護への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ŧ	記慮度 -ェック ②	ל	問題点・今後の課題	担当課
	保育所親支援事業の 充実	子の育ちや子への関わりを学び、親としての自 覚と自信を高め、家庭での養育カ向上を図るた め、保護者の保育参加を進める。	夏祭り参加など保育参加事業を実施し ている。	保護者による参加を可能とした。	В	0		0	事業への父親の参加率が低く、いかに父親参加数を増加させるかが課題となっている。	
	子育てパンフレットの 発行	子育てに関する情報提供を行う。	「子育て応援ガイドブック」を更新し発 行。	児童館・子育て支援センター・小学校・幼稚園・保育園・認定こども園はじめ、子育 て世代に配布した。	В	0	0	0	子育て支援制度の改正に合わせ、随時更新することが課題。	こども : :課
		安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後 の育児について家族間で協力し合えるよう促 す。	マタニティセミナー前期4回実施22人 マタニティセミナー後期6回実施34人 パパのためのお風呂の入れ方講習会4 回実施69人	子育て世代包括支援センターが開設し、 母子保健コーディネーターから必要な支援としてマタニティセミナー等を伝え、家 族で育児協力ができるよう取り組んだ。	В	0	0	0	引き続き、男女が共に子育 てに取り組める様、子育て世 代包括支援センターを中心 に支援を行う。	: 健康づ くり課
男女がともに取り組む	父親向けの子育て参 加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、 子育てガイドを配布する。	妊娠届時 375部配布。 パパのためのお風呂の入れ方講習会 時 69部配布。	子育て世代包括支援センターが開設し、 妊娠届時の面接時に父親の育児参加を 促進するため全数配布を開始した。	В	0	0	0	引き続き事業の際、啓発に努める。	健康づくり課
子育でへの支援	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	学校だよりやホームページ、また学校 行事などを活用して、情報を発信した。 また、各学校において「おやじの会」等 が組織され、学校行事や学校に関する ボランティア活動等を積極的に行った。	保護者に来校を促す授業参観や学校公開日、運動会、体育祭などを土日に開催することで、父母がいずれも同じように出席できるようにし、父親の参画を促進した。	В	0	0		保護者の仕事も多様であり、土日に限らず、年間行事の曜日を工夫し、全部は難しくてもどれかに参加できるよう実態に合わせた工夫の検討が必要である。	/ 学校教
	PTA家庭教育学級の 充実		家庭教育の充実に向けて、市内各小中学校ではPTAが主体となって「家庭教育学級」を行っている。母親も父親も参加しやすくなるように工夫をして実施した。	・学校行事との合同開催 ・男女共同参画をテーマとした家庭教育 学級の実施	В		0		必要である。	生涯学 習課
	幼稚園家庭教育学級 の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力 を通じて、家庭教育の充実を図る。	市内各幼稚園の保護者等を対象に、家庭教育アドバイザーによる講演(テーマ:幼児期における『からだ』と『こころ』の育てかた)を実施した。	講師の豊かな経験に基づく講演を生かし、保護者が日々悩まされている子育ての課題や問題に対し解決口を与え、参加者同士の意見交換を活発に行えるようにした。	В		0		参加者30名のうち男性は2名であった。女性から「夫が子育てに協力的でない」という意見が多数あり、父親に対する家庭教育の必要性が求められているため、今後検討していくべき課題であると考えられる。	生涯学

③男女それぞれに事業の効果があった

	要介護者等の家族に介護知識や実際の介護方 法についての普及を図る。		養成講座を通じて、認知症についての知 識等を習得したサポーターを増やした。	В	0	0	男性の参加者増加が課題。	高齢介 護課
男女がとも に取り組む 介護への支 援			認知症サポーター養成講座にて介護への男性の参加促進のための啓発を行った。	В	0	0	男性の参加者増加が課題。	高齢介 護課
	要介護状態にある方を介護している家族等に対 して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的 負担の軽減を図れるよう支援する。	介護者サロン:4回開催、参加者延べ30 人	介護から一時的に解放するための交流・ 相談の場として、介護者サロンを開催した。	В	0	0	男性の参加者増加が課題。	高齢介 護課

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

推進項目	と家庭生活の両立支援 事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ŧ	記慮度 Fェック ②	ク	問題点・今後の課題	担当課
	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	保育の利用希望にあわせ、必要な保育枠を確保する。	年度当初においては、利用希望園が限 定されない場合において、保育の利用を 可能とした。	В	0	0		今後、保育利用率の上昇により、年齢によっては受入枠数が不足する可能性がある。	こども 課
		両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供 の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会 参加、核家族化等により、児童の置かれている 家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化してい る。就労形態に合わせた保育サービスの提供と 保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支 援する。	基本とされる11時間を超えた延長保育、概ね生後6か月からの乳児保育、保育所を利用していない保護者のための一時保育を実施。	幅広い時間における保育ニーズや、乳児 保育のニーズ、就労以外を理由とする保 育ニーズへの対応を可能とした。	В	0	0		勤務形態等の多様化等に伴う休日保育へのニーズについては、保育士の確保が難しく、実施が困難である。	こども 課
地域で支え る子育て環 境の充実	病児、病後児保育事 業	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に 対する保育を実施する。	東保育所で病後児保育事業、中丸保育 園で体調不良児保育事業、北里大学メ ディカルセンターで病児保育事業を実 施。	子どもが病気になった場合でも、仕事と 子育ての両立を可能とした。	В	0	0		急な利用にも対応できるよう 運用方法の見直しを検討す る必要がある。	こども 課
	駅前保育ステーション の充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児 支援を行う。	高尾保育園、深井保育所及び東保育所 を対象として、高尾保育園への委託に より実施。	幅広い時間における保育ニーズへの対 応を可能とした。	В	0	0	0	対象施設以外からの利用希望への対応が必要である。	こども 課
	ファミリー・サポート・セ ンター事業		児童館内においてファミリーサポートセンター事業を実施。アドバイザーが市民の仲介をし、協力会員と依頼会員との契約により事業を実施。	市民の相互協力により、地域での子育て 支援を行い、保護者の就労及び家庭生 活の安定を図った。	В	0	0	0	育児支援事業の充実に伴い、ニーズが低下。一方、要保護児童及び要支援児童の利用ニーズが高まる。多機能的な援助活動が継続的に必要。	
	学童保育事業	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により 昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	小学校就学児童のうち、保護者が就労 等により昼間家庭にいない児童の健全 な育成を、12室において実施。	保護者の就労等に合わせ、小学校就学 児童を保育し、健全な育成を図った。	В	0	0	0	利用人数に伴う、受け入れ体制の適正化。	こども 課

地域で支え る介護サー ビスの充実	地域包括支援センター の利用促進	制設された地域では又接でノダー(4箇所設直)	援相談15,606件	高齢介護課の相談等において地域包括 支援センターの周知を図った。	В	0	地域包括支援センターの認 知度が課題。	高齢介 護課
	17. 設体映制及に 200	仕事と介護の両立やその負担の軽減に向けて、介護者に対し介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	出前講座の申込に応じて介護保険制度の説明を行った。	啓発パンフレットでの周知だけではなく、 実際に説明を行うことで更なる周知に努 めた。	В	0	介護保険制度の普及・啓発 を引き続き進める必要があ る。	高齢介 護課

3-2 安心して暮らせる環境整備 3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ŧ	記慮原 Fェッ ②	9	問題点・今後の課題	担当課
	ひとり親家庭等医療費 支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	医療保険制度で医療機関にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	В	0	0		市外の医療機関受診の場合、償還払いとなることから、申請もれのないよう案内をする。	こども 課
	児童扶養手当支給事 業	与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	父母の離婚、父母の死亡などによって 父又は母と生計を同じくしていない子ど もや一定の障がいのある子を育ててい る人に支給。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	В	0	0	0	制度の周知徹底を図る。	こども 課
	ひとり親家庭等日常生 活支援事業	母子・父子家庭の母、父、児童または一人暮ら しの寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支 障がある家庭に対し、必要な家事等を行わせる ため、ヘルパーを派遣してひとり親家庭等の福 祉の増進を図る。	必要と思われる方に対し制度案内を 行った。利用0件。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	В	0	0	0	制度の周知徹底を図る。	こども 課
ひとり親家庭等への支援	の人所措直	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき 児童を入所させて、これらの者を保護する。母子 生活支援施設では居室を提供するほか、生活 上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等 の問題解決の相談を行う。	必要と思われる方に対し制度案内を 行った。措置件数0件。		В	0			制度の周知徹底を図る。	こども 課
		文丁家庭の文文は母丁家庭の母の税業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等技能訓練促進費等を ま公士 本	父子家庭の父又は母子家庭の母の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等技能訓練促進費等を支給する。延べ97人に支給。	対象となる家庭が母子家庭だけでなく父子家庭も対象となることから、制度の案内にもれがないようにする。	В	0	0	0	制度の周知徹底を図る。	こども 課
	対する補助事業	経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な費用の一部を補助し、ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行う。安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、 就学援助を行った。また、小・中学校と も新入学学用品の入学前支給を実施した。	全ての児童生徒が経済的な理由で、教育の機会を失うことのないよう、またひとり 親家庭の保護者が安心して子育てできる ように支援した。	В	0		0	制度の周知方法等について、さらに検討していく。	学校教 育課

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した

	介護予防教室等の開 催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	介護予防の会21回122人参加。 高齢者学級等7回257人参加。 若返り運動教室2会場各5回、参加者延 べ196人	介護予防の必要性と介護予防プログラム に関する啓発を行った。	В		0	0	介護予防啓発の継続実施が 課題。介護予防啓発をさらに 広く行うことが課題。	高齢介 護課
高齢者への 地域生活の 支援	啓発パンフレットの作 成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	要介護認定申請時にパンフレットを配布。新たに第1号被保険者となった方に介護保険ミニガイドを配布。	介護保険制度を周知し、適切なサービス に繋げられるよう努めた。	В		0	0	介護保険制度の普及・啓発 を引き続き進める必要があ る。	高齢介 護課
	介護保険制度につい ての出前講座の開催	高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	出前講座の申込に応じて介護保険制度 の説明を行った。	啓発パンフレットでの周知だけではなく、 実際に説明を行うことで更なる周知に努めた。	В		0	0	介護保険制度の普及・啓発 を引き続き進める必要があ る。	高齢介 護課
障がい者へ の地域生活 の支援	の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。		障がい者数の増加により、相談件数も増加しており、相談支援体制充実のため平	В			0	緊急時や困難事例等に対応 する基幹相談支援センター の設置を検討していく必要が ある	障がい 福祉課
	LGBT(性的マイノリ ティ)への理解促進 【新規】	LGBTへの理解を普及するため、広報紙やホームページを通じた普及に取り組む。	だれもが自分らしく生きられる社会を目	宵まつり、産業まつりでチラシを配布し、 開催について広く周知を図った。また、多 くの市民が参加しやすいよう日曜日に開 催した。	В	0	0	0	理解促進のため広報やホームページを通じた普及活動を進める必要がある。	企画課

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価		記慮度 - エック ②	ל	問題点・今後の課題	担当課
	クティブ・ヘルス/ライ	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権 侵害についての意識を高め、男女共同参画社 会の重要性を啓発する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間 にあわせて開催したパネル展におい て、女性の人権侵害についての意識啓 発を行った。	デートDVに関するパネルを展示し、若年層にも分かりやすく意識啓発を行った。	В	0				企画課
リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツの 意識啓発	₩ <b>~</b> > T T	女性が自らの性や健康についての自己決定権 を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	母士健康于帳父付時にマダーアイヤー	子育て世代包括支援センターが開設し、 妊娠届時の全員面接時、個別の状況に 合った普及啓発を実施した。	В	0	0	0	引き続き事業の際、啓発に努める。	健康づくり課
	健康教育・性に関する 指導の推進	学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が	各小・中学校において、保健学習を中心に関係教科と関連させながら、発達 段階に応じて性に関する指導の充実に 努めた。	養護教諭等の専門性を生かすなど指導 法を工夫した。	В	0	0	0	学校医や地域の関係機関等 の専門家の支援や協力な ど、より効果的な指導法を継 続して追求していく。	学校教

			集団健診として、年15日間実施。受診 者数298人。 健診後、事後相談として講座を2回実施 17人参加。	健診及び講座開催時、保育士を配置し、 子育て中の女性が受診しやすいよう配慮 した。	В	0	0	0	引き続き、事業の際に女性 が受診しやすいよう配慮し、 事業を実施する。	健康づくり課
女性特有の 疾病予防	久廷がん始診	がんの早期発見、早期治療のために検診を実施し、がん死亡の減少を図り、QOLを推進する。	診を大腸がん6カ月間、乳がん5か月間、子宮がん3か月間、前立腺がん4か	検診時、保育士を配置し、子育て中の女性が受診しやすいよう配慮した。また乳がん、子宮がん検診は、女性医師、技師が対応するよう実施した。	В	0	0	0	引き続き、事業の際に女性 が受診しやすいよう配慮し、 事業を実施する。	健康づくり課
			30代までの健康カアップ健診(女性)、 各種がん検診の際、北本市の健康指標、健康づくりのためのヒントなどを掲載したチラシ、パンフレットなどを配布。	集団検診実施時、受診者全員に新たに 要精密検査を受ける必要性について周 知を行った。	В	0	0	0	引き続き、事業の際に啓発に努める。	健康づくり課

基本目標IV あらゆる暴力の根絶 4-1 暴力の根絶のための意識啓発 4-1-①意識啓発・広報の充実

推進項目	<u>啓発・仏報の允美</u> 事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	7	記慮月 チェッ ②	ク	問題点・今後の課題	担当課
暴力防止に 向けた意識 啓発・広報の 充実	ナスナールの改奏	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートD VIこついて、PTAなどと連携した啓発事業を検討する。	11月12日から25日まで、パープルリボンキャンペーンを実施。全職員及び埼玉りそな銀行北本支店の行員の名札に、女性に対する暴力根総のシンボルマークであるパープルリボンを貼付。庁舎及び埼玉りそな銀行北本支店を紫色に照らすパープルライトアップを行った。また、11月26日から28日まで、県主催のパープルリボンタペストリー制作に参加。11月22日から30日、庁舎ホールにて、デートDVについてのパネル展を開催。来場者数150人。シンフォニーに、DVに関する記事を掲載。また、デートDVの啓発パンフレットを成人式で配布した。	パープルリボンキャンペーンを拡大し、庁内のみならず埼玉りそな銀行北本支店でも実施したことで、より多くの市民に啓発することができた。	В	0	0	0	デートDVについて、PTAな どと連携した啓発事業の検 討を進める必要がある。	企画課
		女性の人権侵害についての意識を高め、男女 共同参画社会の重要性を啓発する。	(再掲 2-1-②)							総務課
各種ハラスメントの防止 【再掲】	各種ハラスメント防止	女性の人権侵害についての意識を高め、男女 共同参画社会の重要性を啓発する。	(再掲 2-1-②)							地域経 済推進 課

#### 【配慮度】

③男女それぞれに事業の効果があった

A…達成したため事業を終了 B…概ね達成 C…達成半ば D…不十分 E…未実施

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	記慮度 Fェック ②	<u> </u>	問題点・今後の課題	担当課
地域における暴力防止対策の推進	自治会、市民団体等 への啓発	氏生安員・児里安員、老人グラブなどの市内の  団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の  改発を行い、暴力を許さないという意識の温速	自治会を通して、啓発チラシを全戸配布 した。また、民生委員・児童委員の地区 定例会などの場において、チラシの配 布、研修の案内などを行った。		С			各種団体の会議や研修、イベントの場を利用する等、啓発方法を検討する必要がある。	企画課 関係各 課

#### 4-2 相談体制の充実

4-2-①相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ħ	記慮度 Fェック ②	2	問題点・今後の課題	担当課
	相談窓口の充実	被害者が適切な相談を受けることができるよう、 庁内各課及び関係機関との連携を図る。	教育委員会、こども課、市民課、保険年 金課などの庁内各課及び警察署、他自 治体などと連携して支援を行った。	県主催のDV被害者支援のための研修に 職員が参加し、相談業務の充実を図っ た。	В	0			市民課が所管する各種相談 との棲み分け及び連携につ いて検討する必要がある。	
	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。	パネル展及び男女共同参画コーナーに、女性相談のチラシ・男性相談のチラシを設置。また、女性トイレには女性相談のカードを、男性トイレには男性相談のカードを設置。1月発行のシンフォニーやホームページに、DVに関する記事を掲載し、早期相談を促した。	人目を気にせず手に取りやすいよう、 カードをトイレに設置した。	В	0	0		相談したい人の目に触れる よう、今後も継続的に周知を 行う必要がある。	企画課
総合相談窓口の充実	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための 相談を充実させる。家庭における児童の福祉に ついて、市民の相談に応じ、望ましい子育てに ついて助言、指導を行う。	家庭における児童の福祉について、市民や関係機関の相談に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談に対応した。	В				2022年までに「こども家庭総合支援拠点(機能)」を設置運営する。	こども 課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、 人権、育児等についての保護者や児童・生徒の 悩み解消を支援する。		相談内容に応じて、担当課及び関係機関と連携し、よりよい解決に向けて努力し	В	0	0	0		学校教育課

	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言 を行う。	·女性相談 年36回実施(予約制) 相 談件数85件 ·人権相談 年12回実施 相談件数11 件	人権擁護委員には男性女性両方を採用 し、性別に関係なく相談しやすいよう配慮 している。	В	0	0	0	各種相談との棲み分け及び 連携について担当課で検討 する必要がある。	企画課
	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言 を行う。	・市民相談 年160件(月〜金曜日) ・法律相談 年276件(毎週水曜日が 弁護士・隔週金曜日が司法書士) ・消費生活相談 年370件(月〜金曜日)		В		0		市民相談は市民と向き合って相談を聞き、親身に対応すること。消費生活相談は、 巧妙化、複雑化する相談に対応できるよう、消費生活相 談員の能力を向上していくことが急務と考える。	市民課
相談しやすい体制の整備	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による女性相談を36 回実施。相談件数85件。うち、DVに関する相談件数11件。	相談の際は、プライバシー保護のため個 室を使用。	В	0			相談したい人の目に触れる よう、今後も継続的に周知を 行う必要がある。	企画課
	 相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新 の情報に基づいた適切な相談を実施する。	県主催のDV被害者支援のための研修 に職員が参加し、技術向上に努めた。		В	0			相談者の状況に応じて適切 に応対できるよう、今後も継 続して最新情報を収集する とともに技術向上に努める。	企画課
	男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、 男性専用の利用時間帯や窓口、電話相談の設 置など、検討を行う。	男性のDV被害者からの相談があった 場合は企画課担当職員が相談を受け、 必要に応じて県が実施している「男性相 談」を紹介している。		D				男性のDV被害者も相談し やすいよう、体制の整備検 討が必要。	企画課

#### 4-3 暴力被害者の保護・支援

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価		記慮原 Fェック ②	<u> ク</u>	問題点・今後の課題	担当課
		警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、 被害者の安全を確保する。		被害者の心理状況や避難先の秘匿性の保持に配慮した。	В	0			緊急時に対応できる職員体 制の確保が必要。	企画課
			婦人相談センター入所者への生活保護 適用 1件/年間		В	0	0			福祉課
		DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携し、相談に対応した。	В	0			保護者及び児童の心理状況 へ配慮した対応を心がける。	
暴力被害者 の緊急時安 全確保と対 応	暴力被害者の緊急時 安全確保と対応		DV被害者が同伴する子どもの安全の確保を目指して、担当課、関係機関と連携を図り、対応した。(件数2件)	相談者の心理状態に十分に配慮した。	В	0	0	0		学校教 育課

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した

③男女それぞれに事業の効果があった

	DV対策連携会議の充 実	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けて の支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課	DV対策連携会議は開催しなかったが、 随時庁内各課と連携を図り、DV被害者 に対する支援を円滑に行うことができ た。 県職員をアドバイザーとして招き、庁内 各課の担当者を集め、DV被害者支援 事例検討を行った。		С	0			DV対策連携会議を開催し、 緊急時に備えて庁内各課と 情報共有しておく必要があ る。	企画課
	要保護児童対策地域 協議会の充実		    要保護児童の適切な保護を図るため、	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談及び 関係機関との連携に対応した。	В	0			保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	
	被害者等の届出手続きに関する支援		DV被害者が諸手続きを安全かつ迅速 に行えるよう、庁内各課に同行した。	庁内を回ることにリスクがあると思われる 被害者は、相談室にて諸手続きが取れる よう、各課と調整を行った。	В	0			迅速に手続きできるよう、事前に担当者と調整したり申請書を用意しておく等、工夫が必要。	企画課
被害者等の届出手続き	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速 に行う。	企画課と連携をとり住民基本台帳法上の 支援措置を行った。	В	0	0	0	支援の延長届、終了届が適 切に出されないケースがあ る。	市民課
油山子帆で に関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	DV被害者が同伴する子どもに関わる 届出手続きについて、関係機関と連携 を図り、迅速に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応した。	В	0			保護者及び児童の心理状況 へ配慮した対応を心がける。	
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	諸手続きの迅速化と適切な情報管理を 行うための対応マニュアルを担当課内 に備え付けた。また関係機関との連携 を速やかに行った。 対応件数2件。	それぞれの状況に合わせ、子どもの安全 の確保のために関係各所との慎重かつ 適切な連携を図った。	В	0	0	0		学校教 育課

4-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	配慮度 チェック ①   ②   ③		チェック 問題点・今後の課題		担当課
	被害者の自立に関す る支援の充実	の早期の自立を目指す。	加害者の元から逃げてきたDV被害者が継続して支援が受けられるよう、転入元・転出先の行政間で連携を図った。また、同行支援を行い、被害者の自立に向けて支援した。	被害者の状況に応じて必要な支援を判断し、同行支援を行った。	В	0			被害者ごとに置かれた状況 が異なるため、柔軟に支援 できる体制を整える必要が ある。	企画課
	被害者の自立に関す る支援の充実		DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	企画課と連携をとり住民基本台帳法上の 支援措置を行った。	В	0	0	0	支援の延長届、終了届が適 切に出されないケースがあ る。	市民課
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	DV被害者への生活保護適用 2件/年 間		В	0	0			福祉課
	被害者の自立に関する支援の充実	手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に 行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する 子どもの相談を行う。	DV被害者が同伴する子どもに関わる 手当及び所属先等の手続きについて、 関係機関と連携を図り、迅速に対応す る。	保護者及び児童に不利益が生じないよう に、関係機関と連携を図り、対応した。	В	0	0	0	保護者及び児童の心理状況 へ配慮した対応を心がける。	こども 課

	被害者の自立に関す る支援の充実	被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。	徒にかかる就学指定事務を円滑に実施した。また、ケースによって、相談員・ス	それぞれの状況に合わせ、関係各所との 慎重かつ適切な連携をするとともに、児 童生徒が安心して学校生活を送ることが できるよう、学校と連携した。	В	0	0	0		学校教 育課	
--	---------------------	---	--------------------------------------	--	---	---	---	---	--	-----------	--

#### 基本目標V 男女共同参画の推進体制の強化

5-1 計画の総合的な推進体制の充実 5-1-①庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ħ	記慮月 チェッ・ ②	2	問題点・今後の課題	担当課
施策の立案や決定の過	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	女性職員の管理職への登用を積極的 に行った。 女性職員主幹級昇格者:3人		С	0	J)		女性職員に対して昇格試験 を受験するように促し、積極 的に登用していく。	総務課
程における男女共同参画の推進	性別にとらわれない職 員配置の推進	を行う。また、職員の採用にあたっても、性別に	職員の能力・適性を考慮した配置を推進した。また、職員採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。		В	0		0		総務課 (関係 各課)
	女性の研修機会の拡 大	女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を 行う。	自治人材開発センター等研修参加者 104人中女性50人 北足立北部共同研修会研修参加者33 人中女性17人 自主研修参加者222人中女性90人		В	0	0	0		総務課 (関係 各課)
女性の研修機会の拡大	職員の能力開発の支援	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	女性職員が職場で活躍していくために、 特に抱えやすい不安や課題と対応策に ついて学び、女性リーダーとしての成長 を図ることを目的とし、北足立北部共同 研修会において、女性職員キャリアアッ プ研修を実施した。		В	0				総務課 (関係 各課)
男性職員の 家庭参画の	男性職員の育児休業・ 介護休業の取得促進	  男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、  制度の国知を図る	子どもが生まれた職員に対し子育て支援ガイドブックを配布し、休暇制度等の周知を図った。 男性育児休業取得者:0人配偶者出産休暇取得者:7人育児参加のための休暇取得者:3人介護休業取得者:0人		В	0	0	0	男性育児休業取得や介護休業の取得促進のため、さらなる周知徹底を行う。	
促進	部下や同僚等の育 児、介護、ワーク・ライ フ・バランス等に配慮 できる職員の育成【新 規】	市長と幹部職員を中心に、「部下や同僚等の育児や介護・ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司」であるイクボスとして、対外的に宣言を行う「イクボス宣言」の実施を検討する。	H30年度は特になし		E				今後、実施について検討し ていく。	総務課

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した

③男女それぞれに事業の効果があった

5-1-②庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	Ŧ	記慮度 - エック ②	<u>ל</u>	問題点・今後の課題	担当課
		男女共同参画の推進は、総合行政という視点がら推進する必要があり、横断的な組織での調整	庁内の課長級で構成されている男女共同参画推進委員会を1回開催。最終年度となる第四次男女行動計画の進捗状況及び成果について、意見聴取した。		В	0	0	0		企画課
庁内推進体 制の充実	職員研修の充実		主任級以上の職員を対象に研修を実施。男女共同参画審議会委員にも参加を促した。参加者26人。	職員が家庭生活においても男女共同参画の視点を持てるよう、家事をテーマに研修を実施。男性が家事に参加することで女性の家事負担軽減につながり、女性活躍推進に寄与する。	В	0	0		職員が男女共同参画の視点を持って業務にあたるためには、継続して研修を実施する必要がある。	企画課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務 にあたることができるよう研修を実施する。	新規採用職員を対象として、男女共同 参画研修を実施した。参加者18人。		В	0	0	0		総務課

5-1-3計画の進行管理

						-		- 1		
推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて カを入れて取り組んだこと	評価	Ŧ	記慮度 チェック 【②】	7	問題点・今後の課題	担当課
PDCAサイ クルに基づく 計画の進行	の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策につ	男女行動計画の進捗状況の報告、効果 検証を行うとともに、男女共同参画の施	審議会の充実を図るため、男女共同参画 情報紙「シンフォニー」を配付、男女共生 塾の開催について案内するなど、委員へ の情報提供に努めた。	В	0			平成30年度を初年度とする 第五次男女行動計画の推進 についても、引き続き審議会 において審議し、進行管理を 図っていくことが求められ る。	<b>小雨</b> 钿
告田	男女共同参画の推進 に関する年次報告書 の作成・公表	事業の進捗状況を公表する。 	第四次男女行動計画進捗状況を取りまとめ、ホームページにて「男女共同参画の推進に関する年次報告書」として公表した。		В	0	0			企画課

5-1-④調査研究・情報の収集と提供

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	=	配慮! チェッ   ②	ク	問題点・今後の課題	担当課
男女共同参 画に関する 調査研究・情 報の収集と 提供	男女共同参画に関す る情報収集・提供	   甲九廿同糸両に関する   株式も埋伏する	国や県の研修や報告会などに参加し、情報を収集した。庁舎2階の男女共同参画コーナーやパネル展等で情報提供を行った。		В	0				企画課

#### 5-1-5国・県・市民・団体・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	取組内容	男女共同参画の推進に向けて 力を入れて取り組んだこと	評価	=	記慮度 チェック   ②	7	問題点・今後の課題	担当課
	市民、事業者等への 男女共同参画に関す る情報提供		庁舎2階の男女共同参画コーナーやパ ネル展等で情報提供を行った。	男女共同参画情報紙「シンフォニー」は市 民(編集協力員)との協働により企画・編 集、発行している。	В	0			団体・事業者とも協働して男 女共同参画推進体制を強化 していく必要がある。	
市民・団体・事業者との協働による男女共同参	国・県との連携	国・県との連携を深める。	国や県の研修や報告会などに参加し、 情報交換を行った。また、県主催のDV 被害者を対象とした心理教育プログラム「びーらぶ」やパープルリボンタペスト リー制作に参加した。	パープルリボンキャンペーン期間の直後にパープルリボンタペストリー巡回を設定したことで、タペストリー制作に参加しやすくした。	В	0			補助金活用など、更に国や 県と連携して推進体制強化 を図るよう検討する必要が ある。	企画課
画の推進体	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	講師派遣0件。		E				各種団体等へ男女共同参画 に関する研修の実施を促す 必要がある。	
		男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	現在12者が登録している。庁舎2階の 男女共同参画コーナーに、登録団体の 打ち合わせスペースを設けた。登録団 体の活動の周知に協力した。		D				制度の運用方法について、 見直し検討する必要があ る。	企画課

#### 北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行 条例第1号

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に 基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等 からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成 には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来に わたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊 重しつつ、性別にかかわりなく市民一人ひとりがその個性 と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会 のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の 実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、 基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、 一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制 定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意

義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の 親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精 神的又は経済的な暴力をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手 方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手 方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっと り推進されなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女 が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によ る差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能 力を発揮する機会が確保されることその他の男女の 人権が尊重されること。
  - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
  - (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立 案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保 されること。
  - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援 の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活にお ける活動及び職業生活その他の社会生活における 活動に対等に参画することができるようにすること。
  - (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、 国際的な協調の下に行われること。

- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、 男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重 されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことが できること。

#### (市の青務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策 (積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に 策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

#### (市民の青務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、 地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」 という。)において、男女共同参画についての理解を深 め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実 施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよ う努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を 行うに当たっては、男女が共同して参画することができ る体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共 同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなけれ ばならない。

#### (教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男 女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基 本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならな い。

#### (地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動 に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の 視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第9条** 何人も、いかなる場においても、性別による差別 的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。
- 3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

- 第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。
- 2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

#### (基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを 公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### (拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関

する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるも のとする。

#### (積極的格差是正措置)

- 第14条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
- 2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男 女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている 場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものと する。
- 3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、 又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講 ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (市民及び事業者との協働)

第15条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び 事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提 供その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (表彰)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

#### (家庭生活及び職業生活の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を 両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子 育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものと する。

#### (調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

#### (年次報告)

- 第20条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた 施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北

本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

#### (北本市男女共同参画審議会)

第21条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問 に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調 査審議する。

#### (苦情の処理等)

- 第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同 参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事 業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要 と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を 聴くものとする。

#### (委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本 市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定さ れた基本計画とみなす。

#### (北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年 条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議 会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削 る。

### 北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは 互いに人権を尊重し、責任を担い 性別にとらわれることなく 世代を超えて 多様な生き方を認め合い 家庭 学校 地域 職場で 自分らしく輝き 心豊かにいきいきと 暮らせるまち 北本市を築くため ここに「男女共同参画都市」を宣言します

> 平成 18 年 11 月 19 日 北本市

### 令和元年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書 ~-人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして~

令和2年(2020)3月発行

【編集・発行】

北本市企画財政部企画課 〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111 FAX 048-592-5997

E-mail a02200@city.kitamoto.lg.jp